

# 【農水省事業】

## 有機JAS認証取得等支援事業の公募のお知らせ

(一社)全国農業改良普及支援協会は、農林水産省の補助事業により、**有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向けて、有機JAS認証を新規に取得する農業者や加工事業者等を対象に、有機JAS認証の取得や輸出向けの商談会・展示会への出展等に必要な経費を支援する事業**を以下のとおり実施します。

～有機食品の輸出にチャレンジする方は、  
ふるって御応募ください！～



### 1. 公募期間

令和3年6月7日(月) ～ 令和3年6月30日(水)

### 2. 支援内容



#### (1) 有機JAS認証の取得費用…補助率:定額

有機JAS認証（農産物、加工、小分け）を新規に取得するための審査費用（必須とされている講習会等の受講料、申請料、検査料、判定料等）

#### (2) 商談に要する費用…補助率:定額(3回程度までの取組を目安とします)

国内外の輸出展示商談会への出展、海外バイヤー等との間で行う商談に要する費用(商談のための旅費（宿泊費含む）、通訳等への謝金・旅費、出展費、運搬費等)

#### (3) 商品開発の費用…補助率:定額

輸出向け有機農畜産物等の試作品の開発に要する費用  
(試作用機器の借上費、原材料費、試作評価等の委託費等)

#### (4) 機械等のリース導入費用…補助率:400万円以内(リース物件の1/2以内)

輸出向け有機農畜産物等の有機JAS認証の取得及び生産拡大並びに有機加工食品の開発のために導入する機械等のリース費用（リース借上費、運搬費）

※「5. 対象者の要件②の取組目標」のうち、ア又はイの目標を設定した場合に限り選択可能です。

有機食品の輸出の取組  
事例はこちらをご参照  
下さい！！



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/know.html>

### 3. 応募可能な者(支援対象者)

- ① 農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合等の農業者の組織する団体又は農畜産物の生産を行う事業者
- ② 有機加工食品の製造に取り組む事業者
- ③ 協議会(構成員に農業者等及び食品製造事業者又は流通・販売事業者等のいずれかが含まれていること)

※③のイメージ

農業者

+

食品事業者

or

流通・販売事業者

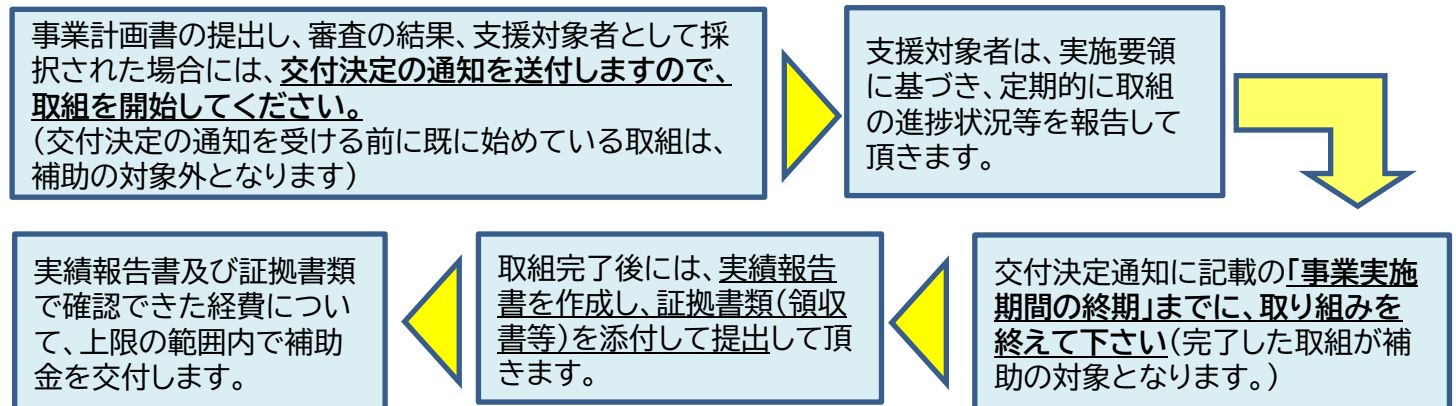
### 4. 要件

- ① GFP ※1のコミュニティサイトに登録すること
- ② 次のいずれかの取組目標を設定すること
  - ア 令和4年度末までに、有機農畜産物等を新規に輸出
  - イ 令和4年度中に、農畜産物・加工食品の輸出数量(又は輸出額)を令和元年度比105%以上
  - ウ 事業実施期間中に、GFP 輸出診断※2の受診及び商談会に有機農畜産物等を出展
- ③ ②の目標を達成できなかった場合、自己負担で取組を続けること



※1:農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクト <https://www.gfp1.maff.go.jp/>  
※2:GFPのコミュニティサイトに登録した者を対象とした、「輸出可能性」を診断するコンテンツ

### 5. 補助の流れ



※支援内容、対象要件については細かな要件があります。応募の際には必ず本事業の実施要領([https://www.jadea.org/news/documents/01\\_youryou\\_JASGAP\\_R2.pdf](https://www.jadea.org/news/documents/01_youryou_JASGAP_R2.pdf))を確認し不明な点は表面記載の問い合わせ先に照会ください。

### お問い合わせ先

(一社)全国農業改良普及支援協会(有機JAS事業担当) TEL:03-5561-9562

HP:<https://www.jadea.org/>

農林水産省生産局農業環境対策課(有機農業グループ) TEL:03-6744-2114

HP:<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html>

(2021.6.7)